

横浜市中企業振興基本条例に基づく平成 25 年度の取り組み状況について【政策局】

《物品及び委託契約における市内中小企業者の受注機会の増大》

1 平成 25 年度の受注機会増大に向けた取り組み

政策局では、「横浜市中企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、物品調達及び業務委託にあたり、市内事業者への優先発注を基本方針とし、市内中小企業者の入札参加機会の確保を進めています。

25 年度の契約実績に占める、市内中小企業者への発注件数の構成比率は75.3%であり、前年度と比べ、2.0ポイント減少しました。

また、契約金額における市内中小企業者の構成比率は38.4%であり、前年度と比べ23.7ポイント減少しました。主な理由は次のとおりです。

【事業の実施方法の変更】

- ・ヨコハマ大学まつり：市からの発注方式から、実行委員会による発注に変更
- ・開港記念式典事業：文化観光局に業務移管

【業務の終了】

- ・ホームページのデータ移行業務など

市内中小企業者への発注状況（政策局契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）							単独随意契約及び大規模契約の合計			
	市内中小企業契約実績						件数	金額	件数	金額	
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減					
平成 25 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	
	物品	214	78.1	△0.7	12,074	75.8	9.7	274	15,920	36	4,217
	委託	57	66.3	△6.9	28,981	31.9	△29.3	86	90,913	15	17,060
	合計	271	<u>75.3</u>	<u>△2.0</u>	41,055	<u>38.4</u>	<u>△23.7</u>	360	106,833	51	21,277
平成 24 年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	
	物品	205	78.8	1.5	11,301	66.1	△1.4	260	17,099	34	4,741
	委託	71	73.2	11.7	44,154	61.2	△10.5	97	72,192	25	36,614
	合計	276	77.3	4.9	55,455	62.1	△9.2	357	89,291	59	41,354

※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合

※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。

※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、中小企業者の参入の余地がない単独随意契約及び大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの

2 今後の受注機会増大に向けた取り組みの方向性

平成 25 年度から局の入札は公募型指名競争入札を原則とし、要綱の運用に関する通知により入札参加条件を市内中小企業者とすることを推奨しています。今後も引き続き、市内中小企業者を優先することにより入札参加機会の増大を図ります。

裏面あり

【参考資料】

市内中小企業者への発注状況（財政局契約部契約分）

区分	契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）								単独随意契約及び大規模契約の合計		
	市内中小企業契約実績										
	件数	構成比率	前年度からの増減	金額	構成比率	前年度からの増減	件数	金額	件数	金額	
	件	%		千円	%		件	千円	件	千円	
平成25年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	
	物品	17	100.0	0.0	8,436	100.0	0.0	17	8,436	0	0
	委託	3	100.0	0.0	24,634	100.0	0.0	3	24,634	0	0
	合計	20	100.0	0.0	33,070	100.0	0.0	20	33,070	0	0
平成24年度	工事	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0	0	0
	物品	17	100.0	20.0	9,793	100.0	23.2	17	9,793	1	387
	委託	2	100.0	0.0	19,761	100.0	0.0	2	19,761	0	0
	合計	19	100.0	18.2	29,554	100.0	14.8	19	29,554	1	387

- ※ 「構成比率」はそれぞれの数値（件数又は金額）が契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）に占める割合
- ※ 各項目で四捨五入をしているため、合計値と一致しない場合があります。
- ※ 「契約実績（単独随意契約及び大規模契約を除く）」は、中小企業庁が行っている「官公需契約実績額等の調査」と同様に、中小企業者の参入の余地がない単独随意契約 及び大規模契約（政府調達協定（WTO）対象契約）を除いたもの